## 現行計画の期間延長と次期計画策定の準備(予定)について

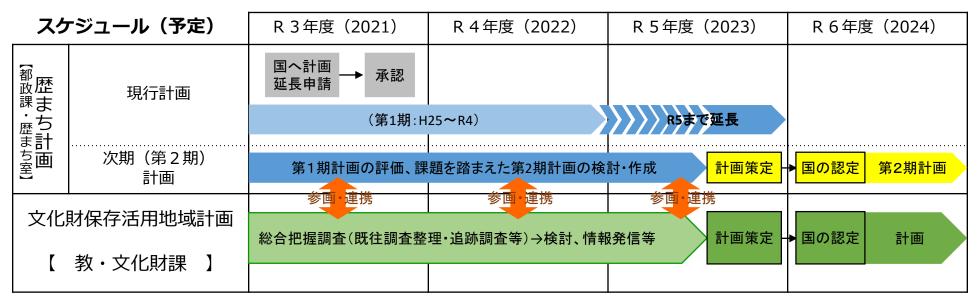
- ●本市の歴史まちづくりを持続的に推進するため、長野市歴史的風致維持向上計画次期計画を策定する予定
- ●また、平成31(2019)年4月に文化財保護法が改正され、「文化財保存活用地域計画(通称、地域計画)」制度が新設

## 文化財保存活用地域計画

市町村は、地域社会全体で文化財の継承に取り組むため、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、国に認定を申請することができる。

●歴史まちづくりを総合的に推進するためには、「文化財保存活用地域計画」の基本構想を踏まえた「歴史的風 致維持向上計画」を策定し、事業を実施することが望ましい。 (文化庁)

令和6年度策定予定の「文化財保存活用地域計画」と足並みを揃え、現行計画の期間を1年延長(終了年度変更:令和4年度→令和5年度)して、「歴史的風致維持向上計画(第2期)」を令和6年度策定としたい



※ 本件は現時点での方針であり、今後、国との協議や本協議会意見、及び庁内会議等を経て、変更・決定とする内容です。